

## 【用語の解説】

「職業」とは、就業者について、調査期間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものをいいます。（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）

なお、従事した仕事が二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によっています。

国勢調査に用いている職業分類は、日本標準職業分類を国勢調査に適合するように編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があります。

平成 22 年国勢調査の職業分類は、平成 21 年 12 月に設定された日本標準職業分類を基準としており、大分類が 12 項目、中分類が 57 項目、小分類が 232 項目となっています。

職業大分類	凡例
A 管理的職業従事者	管理的公務員、会社役員など
B 専門的・技術的職業従事者	研究者、技術者、システムコンサルタント・設計者、医師、看護師、保育士、弁護士、教員など
C 事務従事者	庶務・人事事務員、集金人、運輸事務員、パーソナルコンピュータ捜査員など
D 販売従事者	小売店主・店長、販売店員、不動産仲介・売買人、医薬品営業職業従事者など
E サービス職業従事者	家政婦(夫)、介護職員、理容師、美容師、調理人、ビル管理人など
F 保安職業従事者	自衛官、警察官、消防員、警備員など
G 農林漁業従事者	農耕従事者、植木職、造園師、育林従事者、漁労従事者、水産養殖従事者など
H 生産工程従事者	化学製品製造従事者、食料品製造従事者、電気機械器具組立従事者など
I 輸送・機械運転従事者	鉄道運転従事者、自動車運転従事者、船長、車掌など
J 建設・採掘従事者	とび職、大工、土木従事者、電気通信設備工事従事者、砂利・砂・粘土採取従事者など
K 運搬・清掃・包装等従事者	郵便・電報外務員、ビル・建物清掃員、包装従事者など
L 分類不能の職業	